

2020年2月18日

新型コロナウイルス感染症の予防対策に伴う対応について

周知の通り、新型コロナウイルスに関連した感染症が広がりを見せており、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」が公布されました。このため予防策といたしまして、審査業務において当面の間以下のお願いをさせていただきます。

- 弊社並びに関係者に新型コロナウイルスに関連した感染症の疑いが発生した場合、審査直前であっても、審査員の変更や審査の延期をお願いする場合があります。審査中であっても、審査を中断する場合があります。
 - ・ 延期や中断の場合には、改めて日程のご相談をさせていただきます。また、不可抗力とし、双方の責に帰さないこととします。
- 審査員（及び関係者）が審査中等にマスク、手洗い、消毒など感染予防対策を行う場合があります。

受審組織様におかれましても、万が一新型コロナウイルスに関連した感染症の疑い等が発生した場合には速やかにご連絡をいただければ幸いです。

尚、今後の状況の変化により改めてお願いをさせていただくことも想定されますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(株)日本エイ・ビー・エス・キューイー
代表取締役 山崎廉太郎